

令和3年度決算に基づく資金不足比率の公表について

平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立し、地方公共団体の財政再建制度が見直されました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項により、公営企業に係る資金不足比率を算定し、監査委員の審査を経て、議会への報告、公表が義務付けされています。

鹿島地方事務組合の市場事業特別会計は公営企業会計にあたるため、資金不足比率を算定し公表することになります。

令和3年度決算に基づく資金不足比率を算定しましたのでお知らせいたします。

| 会計名 | 資金不足比率（前年度） | 経営健全化基準 |
|------|-------------|---------|
| 市場事業 | －（－） | 20.0% |

上の表のとおり、資金不足比率については、赤字決算とならなかったため該当がありません。

※資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、当該公営企業の経営の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、経営健全化を図ることを目標として「経営健全化計画」を定めなければなりません。

【用語解説】 資金不足比率とは各公営企業会計において、事業規模(料金収入など)に対する資金不足額の比率